

【委員会記録】

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時04分)

これより、企画総務部・監察局関係の審査を行います。

企画総務部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から、追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①②③)

- ・議案第73号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第6号)
- ・議案第74号 平成23年度徳島県用度事業特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第79号 平成23年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第89号 平成23年度徳島県証紙収入特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第90号 平成23年度徳島県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第91号 平成23年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】

- ・四国広域連合(仮称)について(資料④)

川長企画総務部長

2月県議会定例会に追加提案いたしました案件につきまして、お手元に御配付の平成24年2月徳島県議会定例会提出議案(追加)により御説明いたします。

今回、提出いたしました案件は、補正予算案23件及びその他の議案1件でございます。

補正予算案の内訳は、一般会計が第73号の1件、特別会計が第74号から第91号までの18件、企業会計が第92号から第95号までの4件となっております。

それでは、まず、補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

お手元に別途、お配りしてございます平成23年度2月補正予算(案)の概要(追加分)をごらんください。

1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は、68億5,024万1,000円の減額となっております。

2ページをお開きください。歳入・歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、(1)の歳入でございますが、主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、株式等譲渡所得割の個人県民税の増などにより、増額となっております。

03の地方譲与税につきましても、地方法人特別譲与税の増などにより、増額となっております。

05の地方交付税につきましては、55億2,319万9,000円の増となっておりますが、15の県債におきまして、臨時財政対策債が30億4,700万円の減となっており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質

的な地方交付税の額としましては、24 億 7,619 万 9,000 円の増となります。

09 の国庫支出金につきましては、災害関連事業や現年発生災害復旧事業の減などにより、減額となっております。

12 の繰入金につきましては、医療施設耐震化臨時特例基金や地域医療再生基金などの基金繰入金の減少などにより、減額となっております。

15 の県債につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり臨時財政対策債や災害復旧事業債の減などにより、減額となっております。

次に、下段の(2)の歳出でございますが、02 の総務費につきましては、今後の防災・減災対策の推進などに備えるため、二十一世紀創造基金の積み立てを行うとともに、財政健全化の推進を図るため、財政調整基金及び減債基金に積み立てを行うことなどにより増額となっております。

これにより、財政調整基金の平成 23 年度末の残高見込みは、約 130 億円となっており、平成 22 年度末の約 105 億円から、25 億円の増となります。

03 の民生費につきましては、後期高齢者医療給付費や介護給付費負担金の確定などによる減額であります。

04 の衛生費につきましては、医療施設耐震化臨時特例基金や地域医療再生基金による事業の減などにより、減額となります。

06 の農林水産業費及び 08 土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

10 の教育費につきましては、給与費の減などによる減額となっております。

11 の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

続きまして、3ページをごらんください。

歳出予算の性質別の内訳を記載してございます。

4ページをお開きいただきまして、特別会計についてでございますが、それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

恐れ入りますが、もう一度、提出議案(追加)をごらんください。

補正予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第 96 号、関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、関西広域連合に大阪市及び堺市が加入するに当たり、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づく連合規約の一部変更について、連合長から各構成府県に対し、今定例会で提案するよう要請があり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議決をお願いするものであります。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、企画総務部・監察局・出納局関係の追加提出案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料その 3 により、その概要を御説明申し上げます。

説明資料の 1 ページをごらんください。

平成 23 年度一般会計補正予算案でございますが、一番下の総計欄、左から 2 つ目の欄でございます。補正額は 75 億 4,862 万 5,000 円の増額でございますが、その右側の欄ですけれども、補正後の予算総額は

1,346 億 6,086 万 1,000 円となっております。

この増額の主な要因としましては、財政調整基金、減債基金及び二十一世紀創造基金の積立金等でございます。

2ページをごらんください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は、一番下の合計欄、左から2つ目の欄でございますけれども、15 億 3,426 万 4,000 円の減額でございます。補正後の総額は、その右側の欄です。1,342 億 7,781 万 6,000 円となっております。

3ページをごらんください。

課別主要事項についてでございます。

各課の共通要素といたしまして、給与費の補正を計上してございます。

まず、県立総合大学校統括本部につきましては、生涯学習の推進に要する経費の補正でございます。

4ページをお開きください。

政策企画総局につきましては、4ページから5ページにかけて記載してございますが、二十一世紀創造基金の積み立て等に要する経費の補正でございます。

6ページをお開きください。

秘書課につきましては、行政広報に要する経費等の補正でございます。

7ページをごらんください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

8ページをお開きください。

法務文書課につきましては、文書管理事務に要する経費等の補正でございます。

9ページをごらんください。

人事課につきましては、人事管理に要する経費等の補正でございます。

行政経営課につきましては、行財政改革に要する経費の補正でございます。

10ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の健康管理に要する経費等の補正でございます。

11ページをごらんください。

財政課につきましては、11ページから12ページにかけて記載してございますが、各種基金積立金の補正及び県債の元利償還に要する経費等の補正でございます。

13ページをごらんください。

管財課につきましては、13ページから14ページにかけて記載してございますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

15ページをごらんください。

税務課につきましては、15ページから16ページにかけて記載してございますが、県税の過誤納金過年度還付金及び賦課徴収に要する経費、市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、17ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては18ページに記載のとおりでございます。

19 ページをごらんください。

情報システム課につきましては、e-県庁の推進に必要な経費等の補正でございます。

20 ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に必要な経費の補正でございます。

21 ページをごらんください。

監察局につきましては、監察・行政評価事務執行に要する経費の補正等でございます。

出納局につきましては、21 ページから 22 ページにかけて記載してございますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

23 ページをごらんください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

24 ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、管財課所管の合同庁舎等整備事業費及び情報システム課所管の行政情報化推進費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内の完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございます。

25 ページをごらんください。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

26 ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更を、次の 27 ページでは、公債管理特別会計の補正予算に係る地方債の変更をそれぞれお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

28 ページをお開きください。

関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、関西広域連合特別委員会に付託されておりますが、参考までに記載いたしてございます。内容につきましては、先ほど、全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

追加提出案件の御説明は以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告いたします。

四国広域連合(仮称)についてでございます。

お手元にお配りしております資料1をごらんください。

四国広域連合(仮称)の設立につきましては、県議会で御論議いただいているところではございますが、まずは市町村を初め、県民の皆様に説明を重ねていく必要があると考え、資料として取りまとめたものでございます。

この資料を活用し、県南部、県西部で開催されました政策総合会議における説明を初め、全市町村に直接お伺いし、さまざまな御意見を賜るとともに、去る3月3日に開催されました第17回関西広域連合委員会での報告などを行ってまいりました。

今後とも、あらゆる機会を通じて、県民の皆様にはわかりやすい、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

追加提出予定案件の御説明及び報告事項につきましては以上でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

長尾委員

それではまず、事前委員会で質問した件について。

県立徳島中央高等学校のいろいろな機械、備品を、県内の工業高校、科学技術高校とか貞光工業とか、そういった所でも有効に利用する。そうでない物等については、被災地の工業高校等で使える物があれば提供する。それもなければ、県内の中小企業とか、そういった所で採用すべきではないかと。その場合、有効利用はかるために、払い下げ、そういうことをさせていただいて、土地はある程度払い下げ、物品についてはないという御答弁だったような気がするんだけど、教育委員会との話し合いがどうなったのか、物品の競争入札、払い下げはどうなったの改めて確認させてもらいたい。

黒田管財課長

物品の処分、有効活用等について、御質問をいただきました。事前委員会では、教育委員会の中央高校の備品につきまして、その有効活用あるいは払い下げ等の御質問いただきまして、私どものほうから教育委員会のほうへ確認をさせていただきました。

教育委員会のほうでは不要となりました物品につきましては、まずは教育委員会の中の他の高校、そういったところで有効活用できないかどうかを検討され、有効活用できる物については、保管転換、といったことで有効活用をまずするというふうに伺っております。それ以外に、保管転換できない物を有効活用できないかどうか、不要になった物品につきまして教育委員会の中で、御検討されておりますけれども、教育委員会内部で有効活用できない物につきましては、例えば、テクノスクール、そういったところへも照会し、まず県関係の機関で有効活用について御検討をされております。そこで希望等がない場合につきまして、委員からお話がありましたように、被災地の工業高校も幾つかあったようでございまして、そちらのほうへお声がけもするというふうに伺っております。

さらに、そういったところでも不要だということになりますと、物品につきましては、高校かいでございまして、そちらのほうで処分をいたすわけでございますけれども、その物が、まだ使えるような物でございまして、これにつきましては、払い下げという形での処分をすることになります。全く使用できないということになれば、無価値というようなことで棄却ということで、廃棄物処理ということになりますけれども、まだ使えるものにつきましては、不用品の売り払いというようなことで、そういう手続ができるようになってございます。手続的には、

金額が購入時 100 万円以上の物品については、管財課が物品調整機関ということになってございますので、管財課のほうへ承認の手續、合議をいただきまして、承認後にそれぞれのかい、学校のほうで、処分できるようになります。金額によりまして入札する場合もございますし、金額の少ない物につきましては、見積もり合わせ、そういった形で払い下げといったこととなります。払い下げた収入につきましては、不要物品の売り上げの収入というようなことで、県費に歳入として調定されることとなります。

流れとしては以上でございます。

長尾委員

ぜひ、そのようにしていただきたいし、今後、中央高校のみならず、将来的には中央病院なんかも新しく移るし、いろんな建物とか新しい変化に際して、従来のような県民から批判が出るような、産業廃棄物みたいな形で処理することのないように、あくまで有効利用が図れるように、全部局に対して管財課として目を配ってもらいたい。このように要請をしておきたいと思います。

次に、過日、新聞報道もありましたが、すぐこの隣の徳島県職員会館、労働組合とかが入っておりますけども、水道光熱費は払ってるけれども、借用代は無償提供だと、こういうような新聞記事が載っておりました。今、連日のように大阪市の問題が取りざたされておまして、大阪市の市役所にある労働組合の事務所の退去といった問題が報道されております。これは何も大阪市だけの問題ではなくて、全国的な地方自治体の公共施設の中に、そういう組合の事務所が無償で供与されているとことについて議会等でも随分取り上げられているようであります。

そこでまずお聞きするんですが、今回指摘されている徳島県職員会館を初めとする県内の県の施設の中に、無償提供されている団体があるのかどうか、あればどういう団体なのか教えてもらいたい。

黒田管財課長

県の庁舎の中の使用許可の状況等の御質問をいただきました。

行政財産については、その用途、目的を妨げない範囲におきまして、使用許可できるという定めがございます。県の公有財産取扱規則に該当しまして、かつ、その庁舎の使用の目的、あるいは用途を妨げない範囲で使用許可をいたしておまして、その中には使用許可の使用料等につきまして免除しているという団体もございます。県本庁舎の中でございますと、徳島県共済組合あるいは地方公務員災害補償基金徳島県支部あるいは公立学校共済組合徳島支部、財団法人徳島県教職員互助組合、徳島県職員労働組合、そういったものに対して使用料を免除してございます。

先ほど、お話がございました職員組合につきましては、この本庁舎内で掲示板が各階にございまして、その掲示板の部分につきまして、上から下まで各階1枚ずつございますけども、1平米ほどを無償で使用許可をいたしておまして。

以上でございます。

長尾委員

今の御報告は、まずこの県庁舎の話だと4つか5つくらいの団体があったような感じがするけど、それから職員会館であるとか。それ以外の全県下の県有施設にはないの。

黒田管財課長

他の合同庁舎等につきましては、そういった団体が入っておるということは承知してございません。

長尾委員

教育会館というのがあるけど、あれは県有施設じゃないのかな。

(「違う」と言う者あり)

違う。

あの中にも組合とかいうのがあるけれども、そういったものも含めて、県庁と合同庁舎だけじゃなくて県有施設のすべての中にいろんな組合があって、そこを無償提供しているのがほかにはないかという話です。

黒田管財課長

そういった県有施設の中に、組合等が入っているかというような全容については把握してございません。

長尾委員

県有施設を管理するのが県の管財課だったら、なければいけない、はっきり言い切れればいいのであって、それがわからんというのは県施設の管理ができてないということなんじゃないの。わかりませんという言い方は、少なくとも県有施設を預かる身として、そこは一切、そういう団体に貸してないと言い切れればよいだけの話であって、もう一回ちょっと聞かせてもらおう。

黒田管財課長

職員組合が合同庁舎等に入っておるというような状況はございません。

長尾委員

そこで、お聞きするんだけど、例えば、その県の職員会館。去年の3月だったか、知事に対する要望書というのかな、その中にテニスコートがあるよね、2面。きれいなテニスコートですよ、下はちゃんと赤い特殊な。そのテニスコートを一般の県民が使えないのか、そういう知事に対する問い合わせに対して、知事の答えは、そこは職員の会議とか、職員しか使えない。それから、職員の会議の際に駐車場に使う場合があるから貸せない、確かそういった内容の返事だったと思う。そこで、私もさっき、お昼にちょっとちらっと見てきたんだけど、立派なテニスコートですよ。

そこで、お聞きするんだけど、あのテニスコート、あれはだれが使うの。そして1年間、使われている状況は、どんな状況なの。あれは、職員は、当然、無料で使うんだと思うんだけど、それを確認させてもらいたいし、それから、使った人をちゃんと記録に残してるのか、教えてもらえる。

松浦職員厚生課長

委員のほうから、職員会館にありますテニスコートの運用につきまして、御質問いただいております。

職員会館にありますテニスコートにつきましては、職員の福利厚生という目的で設置をいたしております。基本的には、まずは職員が利用すると。職員が、いろいろとストレスとかいうものを解消するために、実際に利用しておりますのは、例えば、平日であれば時間外でありますとか、土曜日でありますとか、そういう日に利用いたしております。

あとそれから、利用の申し込みでございますけれども、これにつきましては、職員会館のほうへ申し込んでいただくと。それから、利用料は徴収いたしております。

それと、駐車場等のお話もございましたけれども、それにつきましては、職員会館でありますいろいろな会議でありますとか、サークルでありますとか、そういうような催し物なりサークルのために利用をいたしておるところでございます。

長尾委員

さっき見たら、テニスコートは平日、朝9時から5時となってるよね。

時間外とはどこを使うの。平日の朝9時から5時、職員が働いているときに使うのか。

平日、朝9時から5時利用、それ以外使えない。今の話だと時間外だとか言うけど、一体、朝9時から5時までだれが使うの。

松浦職員厚生課長

おっしゃるように、平日であれば、決められた時間がございますので、申しわけございません。今の私の平日の利用につきましては間違いでございますけれども、土曜日は利用いたしておりますので、そういう面があるかと。

長尾委員

だから、平日、朝9時から5時しか使えなくて職員が使えないなら、県民に使ってもらえばいいじゃないか。こんな簡単なことが何でわかんない。ずっとあいてて遊ばしといて。

これは、県民のだれが見たって、おかしい話だよ、理解が得られないよ。きょう朝、大阪の市営バスは、事務所にすごいスポーツジムかと思われるような施設があると取り上げられていたけど、ほとんど変わらないね、そういう理屈から言うと。

職員会館の中には、体育館もある。立派な体育館だね。それは多分、県職員の皆さんの中では、バレー部だとか卓球部だとか、そういうことでストレス解消で健康増進には結構な話だと思いますよ、それを否定するものではない。もちろん、労働組合の活動を否定するものでもない。

しかしながら、その体育館を利用する人たち、今テニスコートは利用料を取ってると言ったけど、あの体育館で卓球やバレーとかは金取ってるの。

松浦職員厚生課長

今、職員会館の体育館の利用料でございますが、職員が利用する場合も利用料を取っております。

寺井委員長

小休します。(13時22分)

寺井委員長

再開します。(13時22分)

長尾委員

一般の県民は、お仕事して終わって好きなスポーツをしようと思えば、県の体育施設、僕の近くに県立障害者交流プラザがあってプールがある。体育館もあるジムもある。そこを使おうと思ったら使用料を払う、それなりの。だから、県職員、しかも、この県庁の職員の皆さんが、あそこを使う。まだ、詳細はわからんけども、それをただみたいなの値段かもしれないけど。それで、県職員が県税を払って税金で建てた建物を使うときに、また自分で金を払って使うんだよ。県職員の方は、県民の税金で建てた建物をただみたいに使うと。その値段がもし一般世間の県内のスポーツ関係とつり合いがとれないような形での貸し出しなんかをやったならば、これは県民から見ると納得のいく話ではない。まさに、特権階級の何者でもないと思っております。

そもそも、さっき言ったテニスコート、平日9時から5時まで、本当の使用実態がどうなのか報告がなかったけど、一体1年間で何人が使っていて、だれが使っているの。そういったことを、あわせて報告してもらいたいたいんだけどね。

私は、これを見直すべきだと思う。あそこだけではなくて、県庁にある組合に貸している、そういった利用料、それは確かに地方公務員共済法という抽象的な表現ですよ。そういう中で、私は時代も変わってるし、基本的には、今までのような感覚でやっていたらだめだと思う。いろんな人事委員会だとか、労働委員会だとか、そういう方々の報酬も月額ではなくて日額に変えたり減額もしたり、県も金がないわけだから、かなりコミューシャルもったり、さまざまな工夫をされていることは承知しているわけで、それが今の組合の組織とか貸している制度、今まで徳島はそうだったけど、今テニスコート1つ例を挙げれば、こういったことも時代に合わせて見直さなくちゃいけない。

そのように思うのだけでも部長はどうですか、本当は知事に聞きたい話ですよ。

川長企画総務部長

今、お話のございました福利厚生用につくられた施設の利用実態等からすれば、県民全体としての有効利用を図るべきではないかというお話でございました。

この施設につきましては、あくまで福利厚生用につくられたものということで、職員の健康維持のためでございます。勤務の実態からいけば、平日の9時から5時、通常仕事の開庁時間に、だれが使うんだと。その辺の時間に関しましては3交替など、いろいろ勤務形態もございますので、実績そのものをもって、それが無

駄だというのはちょっと、この場で即答いたしかねるところでございますけれども、こういった県有施設につきましても、通常の民間企業につきましても、さまざまな福利厚生施設を設けられていると思います。

ただこれが、公務員という特殊な感覚でもって処理されるのか、それとも、労働者の一員としての福利厚生施設として処理されるのか、さまざまな点で研究すべきものがございますので、委員のお話は、私はきょうお伺いいたしましたので、今後の研究を私自身もさせていただきたいと考えております。

長尾委員

テニスなんかは、例えば蔵本のテニス場とか随分使われてますよ。それから、大神子か、あっちのほうにもある。それらは全部、県有財産で使用料を取って民間の人が使える。ここだって、9時から5時までしか使えない、3交替制で実際だれが使っているのかという実態がわからない、あえて聞かないけど、それでもそんなに使っているように思えない。そういったところを、何で一般の県民の人に開放してあげないのか。

あわせて、もう一つ聞けども、立派な建物だけでも、僕は、いざ津波のときに大変だというのがあるけど、あの体育館は、そもそも地域の人の避難所なんかに使ってもらったらよいと思うけども、そういう避難所にはなっているんですか。

松浦職員厚生課長

今現在、職員会館の体育館は、徳島市の避難所の指定は受けておりません。

長尾委員

これだって、市のほうから打診がなかったのか、また県から、そういう提供はなかったのか、それは知らんけれども、少なくとも、そういったことに対して、何となく県有施設で使わせないよという姿勢が見てとれるわけであって、ここだって本当に市のほうに、すばらしい施設なんだから、そういった提供を申し出るくらいの姿勢が要るのではないかと思う。そして、それもなくて、まさに県の職員だけの施設で、県民の税金でつくった県有財産でありながら、それを提供しないというのは言語道断だと思う。

これをもう少し、あわせて研究してもらいたいと私は思います。

まずは、使用実態を調べて、御報告願いたいと。これはいいですね。

次に、まもなく災害から1周年ということですが、災害時には、自動販売機が大変大きな役割を果たすと聞きます。私も、宮城県とか宮城県内の多賀城市とか、そういったところの自動販売機が、3.11後どういう状態だったのかということ、業者の業界の方にお聞きしました。

そういたしますと、災害時、自動販売機は、ほとんど機能しない。そもそも、停電とか、もしくは販路が遮断されたり。でも実際は、宮城県でも県庁の中の災害本部のあった階の入り口にあった自動販売機は、大変効果を発揮したそうでございます。

だから、今度、徳島県庁も3階か何かに、災害対策本部が移るとか言ってたけど、大いに考えなければいけないことだと思うんですが、その中で、さまざまな状況があったようです。缶の自販機があっても、その缶を買いに来ることができない、だったら、その缶は意味がない。その缶も数が限られておれば、それを使う人が多数だったら事件が起きるから、それは使えないとか。そんなこともあったり、実際、避難所なんか指定さ

れたところには、全国から水とか飲み物が届くのだけでも、全部冷たい水ばかり。また届いても、2リットルのペットボトル。1人2リットルというのは物すごく重たいし、1人で飲めるわけじゃないし、小さく分けて飲める紙コップも無い。2リットル入りが届く、冷たい。乳児、赤ん坊なんかには、あんな物は口が大きすぎて飲めない。紙コップは、少しずつ注ぐとか、そういったことに、たいへん有効だったようです。

電気はいち早く復旧する。水道もまあまあ市街地はある程度復旧するということからいうと、自動販売機は缶だけじゃなくて、中で調理する温かいお湯とか、そういったことができるものが大変評価を受けた。冷たい缶なんか、寒い時期にだれが飲むかと、そういったことを踏まえて、災害時の自販機のあり方というのは、今回の被災地の実態ということをよく考えて、やらなくてはいけないと私は思います。

それで、自販機については従来、県有財産、場所を提供して設置する。その中に、一般競争入札みたいなものを取り入れて、歳入、収入をふやすという視点で行われた。しかし、それが行き過ぎて、安全管理だとかサービスだとか、そういった面の反省があって、また総合評価方式に変わった。しかし、総合評価方式に変わってはいるけれども、実際は総合評価方式とは言えないというようなことがあるやにお聞きしました。

そこで、県有施設に、自動販売機はそもそも何台設置されているのか。それと貸付料と売り上げ手数料、2種類あるんだけれども、その収入は幾らなのか教えてもらいたい。

黒田管財課長

県有施設にある自動販売機の数等について、御質問いただきましたけれども、県の行政庁舎、あるいは関連施設、公営企業、学校、警察の施設を合わせまして合計で 568 台の自動販売機が設置されてございます。そのうち、知事部局に関しては 236 台でございまして、台数については以上でございます。

それから、先ほど貸付料方式あるいは使用料方式の収入ということで、御質問をいただきました。

昨年度、議会でも御議論をいただきまして、県が設置する自動販売機のうち、新規のものについては一般競争入札、それから更新に当たって可能なものから一般競争入札を導入するというようなことで行っておりまして、昨年、導入いたしました。

今年度の歳入の見込みでございますが、貸付料方式につきましては年間貸付料が決まっておりますので、これにつきましては数字は上がってございますけれども、手数料方式につきましては四半期ごとに売り上げの報告をいただき、それに応じた何%という手数料を県に納めていただくということになってございます。まず、貸付料の収入でございますけれども、昨年は4台行いました。昨年 14 台、都合行なっておりますけれども、そのうちの4台につきまして合計で今年度の歳入見込みは 420 万円ほどでございます。

それからあと、売り上げ手数料方式については、10 台でございますけれども、第3四半期までの金額をもとにいたしまして、年間売り上げ予測をいたしますと、10 台でおよそ 330 万円ほど。それと、固定の貸付料というのがございまして、これが 20 万円ほどでございまして、合わせて 350 万円ほどでございます。

したがって、1 台当たりで見ますと貸付料方式のほうが 1 台当たり 100 万円ほど。そして、手数料方式につきましては、10 台で 350 万円ほどでございますので、1 台当たり 35 万円ほどということで、今のところ見込みとしては貸付料方式のほうが非常に金額的には大きな数字となっているような状況でございます。

長尾委員

今、御説明を聞いて、なかなかわかりづらい話で、何で貸付料方式と売上手数料方式があるのかという、何か県庁の11階には自販機が2つ並んで、片方は貸付料方式、片方は売上手数料方式という、一般から見るとよくわかりにくい方式をとっておられるようでございます。

そんな中で、総合提案方式というやり方で県はやっておられるんだけど、その中で、この貸付料または売上手数料の配点というのが、100点満点のうち75点を占めていると。しかし、この75点というのは、総合提案方式とは言いがたいという御指摘をいただいております。社会貢献度とか、自動販売機の付加機能がいろいろついている、その評価が25点を占めるんだけど、100点満点のうち、総合度25点では、なかなかそういったことは評価されない。実際この75点で決まってしまう。土木のほうでも地域の貢献度とか、そういうのを全体では65点にしているんだけど、そのうち、そういう分野の評価は3割近くある。ここは25点で低いわけだけでも、その辺をぜひ1回見直すべきことを私は御指摘をさせていただきたい。

過日の本会議で官製ワーキングプアといったかな、何かそういう話があったけれども、県の仕事をして損する、マイナスになるというのは、やはりよくない。その中で、県庁も、ロビーにマスコミに受けるようなものを置いてですね、そこの入札したんだけど結局、それは県内とかもうけようという会社はとても手が出せない。そういうところに手を出したのがどこかという、でかい会社で、県庁の1階の目立つところで会社の名前が売れたらいい、PR効果だけで損してもいい。それで、何ぼ売れたのかというのがわからん。わからんでも、とにかくコマーシャル効果だけで手を出す。あとは手を出せない。それは、大きなところならできるが、地元の業者などはなかなか難しい。

そこで、実際、一般競争入札にかける場合に、前年度そこで、どれだけの売り上げがあったのかということを開示した上で、一般競争入札をさせてあげないと、実際そこで何ぼ売れるかわからないところに手を出すというのは難しい、という声があります。土木だって最低制限価格を出すわけだから。ところが、この自販機については出さない。

愛媛県は公開をしていると言っています。香川県は一部公開している。高知県は公開している。徳島県は非公開。

私は、今の時代でありますから、そこを貸す、一般競争入札をした。それはよいのだけれど、行き過ぎて、総合評価方式にしたけれども、まだ本当に評価されてはいない。その上でかつ、競争入札しようと思ったら、その実績がわからないから、何ぼにやっていいかわからない。そこは、ある程度、公開した上でそうしないと、なかなか私は難しい問題があるんじゃないかなと。

加えて、その東部県土整備局でもいっぱい自動販売機があるけれども、そういう中で、県下のいろんな施設に自動販売機がある。問題は、生協の自販機。きちんとした既得権、縄張りがある。その中のどこか1つを一般の民間競争入札に出すと、これも、さっきの職員会館の理屈と同じで、ある意味では、私は今の時代に合わないところがあるんじゃないかなと。このことも、もっとオープンな形でやるべきではないかなと、このように思いますけれども、今申し上げたことに対してどのように思われるか。

黒田管財課長

幾つか自動販売機の入札について御質問をいただきました。

委員から御指摘いただきましたように、自動販売機の一般競争入札の導入をいたしました際に、2番目の事例でございますけれども、平成22年の12月に、この本庁舎で1つ競争入札をいたしました。まさに金額だけで競い合わせた結果、その1台につきましては、1台当たり年間200万円近くということで、非常に売上げを度外視した、採算を度外視した入札がございました。そういったことを受けまして、昨年度末の更新時に当たりましては、手数料方式というものも導入しまして、金額だけで競わせる貸付料方式、手数料方式、そういったものを比較検証しようということで、手数料方式も導入した次第でございます。

それからまた新たに、今回6台ほどの公募を今現在やっておりますけれども、これについては、総合評価方式というようなことで、新しい方式の試行を行うこととしております。これにつきましては、やはり、一定の確保という目指すべきものもございますので、従前の方式に加えて、総合評価というようなことで、環境対応型でございますとか、あるいは先ほど委員からお話がありましたように、災害時の対応ということで、災害対応、あるいはまた県の施策への協力というようなことで、例えば、県との防災協定の締結とか、そういった部分も評価項目に加味いたしまして、25%と75%、社会貢献度に係る部分を25%、25点、それから価格に係る部分を75点、75%というふうに設定をさせていただきました。この25%につきましては、現在、県でやっておられる事例、そういったものも参考にさせていただきまして25%という数字を設定させていただいております。

今回の取り組みにつきましては、あくまで試行というようなことでございますので、この25%が適当なのかどうか、社会貢献度を評価する項目が適当かどうか、そういったものは、まず1回やってみて、それを受けてまた検証した結果、見直してみたいと考えてございます。

それから、生協設置の自動販売機でございますけれども、これまで従前の一般競争に付すまでは、県職員生活協同組合に対しまして、職員の福利厚生という観点から自動販売機の設置の使用許可といったことを行なってまいりまして、その使用料、あるいは光熱水費、そういったものについては徴収してまいりましたけれども、基本的にできるものから、一般競争入札に移していきたいというふうに考えてございます。現在、そういったことで対応いたしてございます。

価格の公開、非公開につきましては、これまで生協に使用許可という形でお貸しておりましたので、県と生協、さらに設置しておりました自販機業者との契約状態が直接ではございませんので、そういったことから、業者からそういった報告を受けるようなシステムになってございませぬので、現時点では、そういう数字についての公開については見送らせていただいております。基本的に入札に参加いただいております業者さんにつきましては、県の庁舎でございますとか、そういったところに入っている実績が多い業者さんが多くございますので、県の本庁舎の中、あるいはまた、新たに公募によりまして設置する建物等については、その売上げ等を類推していただいております。

ただ、今現在、売上手数料方式で業者さんから売上料につきまして、御報告いただくようになってございますので、そういった自販機については、今後更新する際につきましては、そういった公開等についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

長尾委員

自販機については、基本的には、今後、被災地の3.11の教訓を踏まえて、事実上、今回の教訓を得た自

動販売機の設置、危機管理というか、それを踏まえて従来の発想、感覚で置くのではなく、本当の意味での災害対応ができるような自販機の内容を今後、検討してもらいたいということと、あわせて、当然、県職員の方も選択肢とかいろんな充実も大事だと思う。同じ会社の自販機が2台あったら、全然、選択肢がないわけであって、そういったものを県職員の方にも配慮してあげることが必要だし、そういう中で公開された、透明化した形で私はやるべきだということを重ねて要望して質問を終わります。

藤田委員

本年度の主要施策ということで、先般も御説明いただきました。

私の地元のことですが、西部県民局の担当の方がおいでますのでお知らせいただきたいのですが、にし阿波防災力全県展開プロジェクト事業、予算は280万ほどですが、これが主要施策になっているのですが、どういう事業なのかお尋ねしたい。

富久政策企画総局政策調査幹

ただいま藤田委員より、にし阿波防災力全県展開プロジェクト事業の内容についての御質問をいただきました。

こちらにつきましては、昨年6月に藤田委員からの御質問、そういったこともございまして、その御提言を踏まえまして、平成24年度事業といたしまして、西部総合県民局のほうで実施する事業となっております。

内容につきましては、南海、東南海、東海の三連動地震を見据えた、沿岸被災地域への支援体制を確立させるため広域支援体制の確保に向けた取り組みを進めてまいるといふことになっております。

まず、広域支援体制の構築というふうなことで、昨年8月に防災フォーラムの地域防災対策部会の際に、災害対応を検討する連絡会議として、会議を設置しておりまして、こちらのほうで管内4市町と連携しながら、沿岸被災地域への新たな支援体制への枠組みづくりを行うため、広域防災計画の策定などを行っていくというふうな内容になっております。この計画につきましては、沿岸被災地域との市町のカウンターパート方式を機能面で県民局も入り、西部県域全体のエリアで支える計画と位置づけております。具体的には、西部県域が保有している避難所を標準化共有し、カウンターパート方式で必要な沿岸被災地域の被災者受け入れのための広域避難所の選定、運営などの検討を行なってまいります。

また、運営に当たっては、西部県域で継続している東北への支援を踏まえ避難所、仮設住宅の住民を主体とした運営マニュアルを支援地、女川町とともに策定をいたします。また、陸上自衛隊第14旅団からアドバイスもいただきながら、救済、支援活動を行う広域防災拠点の選定なども行ってまいりたいということで考えております。

県民局といたしましては、4市町とともに東北支援活動で得たノウハウを十分に生かしながら沿岸被災地域に対する広域支援計画はもとより、県域内の相互連携にも生かせるよう取り組んでまいりたいというふうな考えております。

藤田委員

今、資料を読んでおりましたら、限界集落の対策とか、連動はするんでしょうが、今の説明でバックアップ事

業というのかな、震災が来たときの徳島県で、多分被害が少ないだろうと想定される地域へ支援拠点を置くという、これは所管が違いますので、またのときにしますが、そういう事業ということで、ソフト的な事業になるかもわかりませんが、十分な県民局サイドでの、私もまた、御提案させていただいたりしますが、実のあるものができますように御期待させていただきたいと思います。

次に、関西広域連合、きょうは、お二人の議員さんがおいでで、御活躍なさって、また一段とグレードアップして、堺市の加入とかで、充実した関西広域連合の協議がこれから始まるのかなと、御期待を申し上げるわけですが、先般の質問でもありましたように、その後、関西広域連合と相まって、四国広域連合と、こういう話が、前々から四国は1つということで、いろいろと協議をしながら、知事会、議長会ともに、四国を発信するという、そういう業績、仕事をしてきたわけですから、当然、そういう話があるのもわかっていたかもしれません。私どもも、高速道路料金の一律化に向けて、4県議長会の中で、汗水垂らして、うまくいったんですが、途中で頓挫したと、こういう経過もあるわけですが、そういう意味におきましても、この四国広域連合も、それなりに徳島県には重要な話かなという気がしております。

ただ、シミュレーションをしていただいたときに、関西広域連合、四国広域連合と非常にややこしい話で、連合が2つもあって、これはどうなるのか、一般県民によくわからない話もあるわけで、一遍整理もしておかないといけないな、私も頭がこんがらがっており、いろんな書類を見てもよくわかりません。まずこのレジュメの青いのをいただいても、文言をとって言うわけではないのですが、2番のところに、徳島県など関西広域連合が唯一の受け皿として、国の出先機関を強く迫る、一方、左下の徳島県は四国の近辺を結節点として、四国、関西の課題に、それぞれの連合の枠内で処理をしていく。四国の連合で国の出先機関を受け入れると、2つで受け入れるようになるんですね、これ見ると。

非常にわかりづらいなと。まず、この連合に対する部局の思いというか、受け入れの感覚的な問題かもわかりませんし、事務的な問題かもわかりませんが、この2つをどうお考えになっておられるのか、お知らせいただいたら。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

藤田委員の御質問にお答えいたします。

本日、配付いたしております資料を少しごらんいただけたらと存じます。「国の出先機関改革における四国知事会としての今後の対応について」という資料の中の4ページを少しごらんいただけたらと思っております。私、県内全市町村を回らせていただきまして、各市町村の副市長さん、副町長さん等に、いろいろと御意見いただきまして、もっとわかりやすい資料ということで少しくらさせていただきます。今回、先生から、両広域連合について、少しわかりにくいという質問がございましたので、こういうペーパーを用意させていただきました。

関西広域連合の概要につきましては、関西、四国、それぞれについてまとめさせていただいております。

関西広域連合の目的の欄をごらんいただきたいと思いますけども、関西広域連合は、府県域を越える広域課題に取り組み、地方分権の突破口にと、こういった理念をもとに、最初に7つの広域分野を定めまして、その中身をどんどん充実させていく、こういった手法を取らせていただいております。

本県が事務局を担当しております広域医療で申し上げましたら、ドクターヘリの広域運航でありますとか、

救急医療の広域化、それから東日本大震災を受けまして、直ちに災害医療に行ったということを加えさせていただきます。

また、国の出先機関移管につきましては、関西広域連合は当初、農政局も運輸局も含めました5つの機関、こういったものを対象といたしまして、共同します九州知事会と、調整して最終的に現在の3機関ということで、これにつきましては、近畿と名のつく3つの、それぞれ経産局、地方整備局、地方環境事務所、これについて求めているところでございます。

一方、四国広域連合につきましては、四国における国出先機関の受け皿、関西広域連合と同じ地方の自由な意思で設立をしたところでございまして、その主目的といたしまして、第一段階で四国経産局、第二段階といたしまして中四国農政局、中四国地方環境事務所を 求めることといたします。

そういった面で、関西広域連合におきましては、近畿と名のつく国の出先機関、四国におきましては、四国または中四国と名のつく出先機関、これを、それぞれで移管を受けるようなことになると考えております。

あわせまして、四国で共有する喫緊の課題にも対応するというので、例えば八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録の推進でありますとか、鳥獣害対策、こういったものもあわせて4県で力を合わせていこうということで合意したところでございます。

ただ、四国広域連合の内容につきましては、今後、具体的なものにつきましては、全然決まっておりますので、今後4県で、この議会が終わりましたら、内容について詰めていくということにしております。

こういったことで、両広域連合のねらい、目的というのは大きく異なっているものと考えております。

藤田委員

今、御説明いただいて、それぞれ性質が違う、それは当然かもわかりませんが、今の資料4の、出先機関の受け皿と。この辺がややこしいのかな。私も徳島県で皆様方の進めてこられた市町村の合併とかね、広域行政、一部事務組合、こういう感覚は非常にわかりやすいんですが、もっと器が大きくなるとなかなか理解しづらいなど。そういう中で、それぞれ個々の主張もあり、夢もあり、そして行政のあり方がいろいろあるわけですが、例えばですね、今、御説明いただいたように関西広域連合はまず、県域を越えて、お互いに協力し合えるものをやりませんか。多分、一部事務組合的な発想から出た言葉かなという気がしてたんですが、中に受け皿とかいろんなものが出てくる。

私も、徳島県と関西とは非常につながりが強いですし、伝統、文化、風土、非常によく似たものがある。だから非常に違和感がないというような感覚があるんですが、こと行政に関すると、国の縛りというんですか、やはり1県で決められるものと、それは理想論でやっていくべきものもありますが、どうしても機構上難しいものがある。だから、この四国広域連合が発せられた背景には、やはり地方分権社会の構築への1つの過程、それから1つの方法としてね、こういうものが国から発せられたのかなと。

例えば、一番初めの問題にもありました四国経済産業局の全面移管、引き続いて、先ほど下のほうにありました、地方整備局とか、環境事務所とか、農政局とか、これから徐々に、そういうものが行政課題として、この連合の上ののしかかってくる。こういうものが、皆さんの感覚の中に、どうお持ちなのかちょっとお知らせください。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

藤田議員の御質問にお答えいたします。

地方分権社会の到来を迎えまして、地域のことは地域で決める、こういった主体的な取り組みが今後ますます必要になってくると考えております。

今回の国の出先機関の移管につきましては、これはまさに国の出先機関のコントロールといえますか、霞ヶ関から地方へということで、まさに中央集権から地方分権へとつなげるものと考えておるところでございます。

現在、国の出先でも、県の事業とよく似た事業がございます。そういったものを統合いたしましたり、それから効率化することによって、国県合わせて、経費削減こういったことも考えるものと、そういったこともねらいにしております。

藤田委員

よくのみみ込めないところがあるのですが、要するに、この四国広域連合というのは、私の新聞からの受け取りが定かでないかもわかりませんが、例えば四国地方整備局の問題は後回しとかいう中で避けて通れるのかなと。経済産業局は、まず業務の移管をすると、それで四国4県のことは四国4県で考えてやってくださいね。50億円くらいの予算を丸々くれるかどうかわかりませんが、例えば国の大きな人減らし、要するに政治の効率化、スリム化の中で国が動いて、その一環として分業で地方でできるものは地方で、こういうような形が来たときには、ここから雪崩とは言いませんが、当然移管されて、四国のことは四国でやりなさいよと。道州制が導入されるとかは別にしまして、業務移管がされて地方と国の大きな責任分担がそこへ出てきたときに、多分これは避けて通れない。

そうすると、今の答弁では、非常にわかりづらいのですが、その辺の覚悟は持ってやっているのかなと、そういう覚悟で平成25年度からの、四国広域連合にスタンスを置いてやるのか、その辺はどうなんですか。

松野政策企画総局長

今、藤田委員から、幾つか御質問いただきました。

関西広域連合で先に出先機関改革の議論をしてきて、今回、四国でできるということについて、まずわかりにくいということでもございました。その点について桑村のほうから御答弁いたしましたけれども、もう少し時系列の話で、補足をさせていただきます。

この点につきましては、当時、関西広域連合につきましては、広域事務をしていくという形、一部事務組合の発展型で連合制度があるわけですが、それをやっていく中で、出先機関の受け皿をつくっていく、国のほうとして出先機関を移管する際に、実際には地方側に受け皿がないということが常に議論になってございました。本県も近畿ブロック知事会に平成6年から参加していたということもございますけれども、関西エリアで議論が先行していたものですから、その中で一番議論を進めてきた。

その結果、関西広域連合について、県議会でも御論議、御議決いただいて、国のほうに実際に受け皿ができたので渡してほしいと、その議論の結果、国のほうとしては、アクション・プランという形で、広域連合制

度をベースに移管していきましようと思決定をした。ただその意思決定の際に、現行の地域エリア、これをベースでいきましようということになったのでございまして、それがあゆえに四国の中で今度は広域連合を議論していこうということで、今回、議会でも御論議を始めていただいているというところでございます。

それから、国の出先機関を受け取ったときに、県職員として、県として、あるいは市町村として、どういう覚悟を持ってやっていくかということでございますが、基本的に、住民に身近な行政は一番身近なところでやっていくところが大原則であろうかと思ます。これを、補完性の原理と言ったりするわけでございますが、そんな中で、県として今まで、例えば、国が産業政策でありますと、経済産業省が全国の標準的な姿を見て、これについて、例えば、東京も大阪も、それから徳島も、ごちゃまぜにした形で平均的にはこのぐらいだろうと思て予算をつける人もつけるというものから、徳島の状況、あるいは四国の状況を考て政策を打って、例えばこっちに、めり張りをつけて予算をつけたほうがよい、あるいは人的配分をしたほうがよいということは過去にもあったと思っております。

こういったものにつきまして、国から、例えば経済産業局の移管を受けた場合には、四国の形にアレンジをして施策を展開していく、そういうことになろうかと思ます。その点については、当然、県の中にも、商工行政やあるいは労働行政といった、それぞれの所管をしている部局も、もともとそういう仕事をしてございまして、ノウハウ、経験はございまして。

そうなると、融合させていくことによって徳島県のためになるという形で取り組みを進めている、そういうところでございまして。

藤田委員

局長さんのほうから、御答弁いただいたわけですが、その辺が余計にややこしくなるんですが、この国のアクション・プランで、いろんな行政改革が行われる。

そして、先ほど言ったように地方でできるものは地方でと、こういったことが国の大きな流れの前提にあるんだらうなと。そうすると、関西連合、そのときはまだ、四国より関西広域連合が先に知事会の中ででき上がった。それで先ほどのリーフレットのとおりで、両方とも、国出先機関を強く迫る、話によれば、性格的によく似た形があると、関西広域連合も四国広域連合も同じような感覚にある、こういう判断になると思んです。

そうすると、非常に二またにかかってやりづらいなと、難しい問題が起こりそうだなという危惧をする。だからここで、こう決めろというのではないんですが、ただ、その中で、さっき言ったように、大きな大きな四国と関西との結節点であると。こういう場合は、ブロック、ブロックのパイプ役になれると、こういうのが普通なんです。

だから、両方に足を置いて、それを結節点にするのか、それともやはり、将来いろんな見方は、ここで方程式を解いても、思とおりににはならないし、理想の形ができると思わない。まだわかりません。ただ、その中で、徳島県が持つスタンスというのは大事にしておかないといけないのかなと。

例えば、片方は、利便性、県民の向上のためのおつき合いをする、片方は、行政が、もしそうなったときの徳島の立場をどうするかと。だって、財源から全部来るのと、財源を出して、お互いに共同するのものが違うんですね、多分。

自主財源が特に厳しい県であると、まずスタンスは、何ぼ言っても国から交付税措置を受けて一括交付金

で、これが全部出るにしても、縛りとは言いませんが指導はあるはずなんです。お金を出して指導しないなんて、まず考えられない。

そうすると、今の世の中で、はっきりした立場をとりながら、言葉は難しいかも知れませんが、二重行政にならないような形にするときには、どうするのかなという大きな課題を、私は今、投げかけられておるのかなと。

だから、やはり、この関西広域連合、多分来期からは議員さんの増員、こういうこともささやかれておりますよね。当たり前。これ、いいことだからいくんですが、この辺の県民に対する支援と県民の御協力を得る前には、そういったことが中途半端では、なかなか難しいところがあるのかなという気もするし、国も今の大きな流れ、特に現政権の非常にわかりづらい、方針が非常に立ちづらい中で、地方の行政をする人も大変かも知れませんが、その辺は、やはり知事の結節点というのは何かということも、私には非常に疑問でありまして、県民も、その結節点というのは何かと、その辺はどう思われますか。

松野政策企画総局長

今、藤田委員からいただいた御質問というのは、例えばその市町村を回っていても、あるいは県民の皆様からも、そもそもその四国と関西というので、その立ち位置がわかりにくいということで説明してほしいと、よくいただく質問でございまして、そういうこともございまして、きょう御説明した資料をつくって準備をしているところでございます。

まずその、事務の性格について、また繰り返しになるわけですが、1つはその、いわゆる府県域を越える広域課題、これについては、いわゆるその構成府県が、こういう事務を共同でやりましょうと持ち出した形でございまして、それについての予算というのは各県から応分の負担をしていくと。それが関西広域連合でありますと、いわゆる7分野という枠組みを用意して充実していく。

具体例でいきますと、ドクターヘリのようなものが挙げられるかと思われます。

一方で、国から来る事務につきましては、今、委員からお話ありましたように、国が法律をつくるということ、を、まず言っておりますので、要するに出先機関の移管のための新たな枠組みというか、連合制度を使った法律を出すと言っておりますので、これがないことには先に進まないのは、そのとおりでございまして、それがあつた上で、実際にどういう交渉をしているかといいますと、国のほうで、例えば、これとこれについては移管する、移管しないということになってしまうと、今までずっと、例えば道路、河川の移管などにつきましても、なかなか協議が進まなかったのが現実でございます。

そうではなくて、事務を今やっている人員、それから今使っている財源、これを全部そのまま切り出してくださいと、つまり、県に新たな負担がかからない形で移管をしてくださいという協議、これは例えば、国家公務員が地方公務員になることも含めて、人材調整会合という、政務三役クラスも含めた議論もしてるところでございまして、特に前面で交渉しております関西広域連合でありますとか、あるいは九州の知事会、それから沖縄の知事さんなんかもいつも国との折衝に顔を出してるわけですが、とにかく組織だけが来る、権限だけが来るという形では、当然その構成府県は、財源がないものですから仕事はできない。

そうではなくて、実際に国がやっている仕事、それを支えている財源、人、それをまとめて渡すようにと迫っているところでは、それを前提に議論をしないと、さすがに、権限と人は来るけれども財源なしでということになると、とてもそれは回っていきませんので、そこはしっかりと対応していく。これを一番先行して議

論しているのが関西広域連合であったり、九州の知事会であったりということでございまして、その中に四国についての四国の立場として、そういうことをきちんと主張できるように組織体制をつくっていききたいと、そういうふうを考えています。

藤田委員

言わんとすることは同じようなこともあるんですが、要するに、このレジュメをいただいても、平成23年5月26日、これはまだ四国広域連合も発足してない、話になってない前の規則の提案、これはよくわかる。だけど、出た後に、例えば移管対象機関というのは、近畿地方整備局とか近畿経済産業局とか、それはそれなりに、私はそこまでよくわかりませんが、四国はもう移管の話が出ているんですね。中国もいろんな話が出てますよね。ということは九州ブロックにも出る。だからブロック単位でいろんな話が出てくる。

そうすると、それは、その機関として、そのブロックとしての、こういう話し合いが出るんだろうと、まず議題として。とるかたらないかはわかりませんが、ただ、取捨選択して、これをとって、これを外すというのは非常に難しいかなというのは一般的に私が思うことであって、そうすると、やはり関西広域連合との話というのは、今までの7分野、協力体制を強力に進めていくんだと。要するに補い合って、ドクターヘリにしても何にしても無駄を省きながら地域を越えて、そういう政策をして仲間とはいいいませんが、行政のスリム化を逆のところで図っていく。

これは多分、四国広域連合というのは、失礼な言い方ですけど、国のスリム化を地方に押しつけてきているんだろうと。例えば、お金は要るけど人は要らないですよ。四国農政局の人を全部もらいますか、4県が分けて。うちだつて、職員さんいっぱいおるんですよ。今の話だったら、人と金を分けると言っても、本来なら人や要らん、十分優秀な人材がいっぱいおる。お金だけくれたらいいんです。国は国の出先で、もっと広いことをやってくれたらいいんです。それを言えるようになるには、それこそ、お互いに力を持って、大きなものに対抗していかなければ私はできないと思う。

だから、これからまた、新年度、こういう議論が始まるんでしょうが、関西広域連合の場合は、先ほど言ったように、徳島の役目が、四国の4県の1つとして発信できるようなものを主体的にスタンスは置いて、本当に四国の代表として話しているんですよというくらいのお話をきちっとしとかないと、同じように両またかけて、どっちにもおいしいですよと、そういうような形はとれないような形で、皆さん優秀ですから、お考えいただいて、それぞれの議会とか、私らへの説明のときにわかりやすい、そして、本当に両連合体が、徳島県の県民のプラスになるような形での整備をしながら、お互いの議論をまたさせていただきたいと思います。

いずれにしても、再度、いろんな形で認識をともにしながら、この両連合に参加できることを期待して、徳島県が今よりも、もっともっと豊かな県になるための方法でありますよう御期待をしておきます。

古田委員

関連して、お伺いしたいのですが、四国広域連合の、今くださった中で、第二段階は中国四国農政局、中国四国地方環境事務所の移管を求めるということですけども、この場合は、中国四国のまとまった広域連合をつくる予定なんですか。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

古田委員の御質問にお答えいたします。

今回、国からはブロック単位での一括移管ということが示されています。ブロック単位といいますのは、現在の国の出先機関と所管都道府県、これが基本になってございまして、徳島県は四国ないし中国四国ブロックが主な所属でございます。特に、農政局、地方環境事務所につきましては、中国四国農政局、中国四国環境事務所ということでございますので、国の方針からいたしますと中国地方と四国地方があわせて移管を求めないと実現できないという現状でございます。

それとあと、中国四国で広域連合をつくるのかといった議論につきましては、現在それぞれ四国広域連合、今回、4県の知事で合意いたしております。それから、中国地方におきましても中国広域連合、こういった動きもございますので、今後は、その中国地方の知事会等とも連携しながら最終的に国から受けた場合、それを分割して運営していくのか、それともまた、両ブロックで連携して運営していくのか、そういった点についても協議してまいりたいと、このように考えております。

古田委員

私も、関西広域連合に入るということ自体、反対してきたのですが、こういう関西広域連合の今の7分野の広域的な行政というのは、広域連合に入らなくても広域的な事業参加というふうなことでできると思うんでね。この関西広域連合が最も求めていることは、経済産業局や地方整備局や環境事務所の移管ですよ。

ですから、ここには、徳島県は入らないわけですから、私はやはり関西広域連合に入っていること自体が問題ではないのかなということも今のいろんな議論を聞いていても思います。それは、入っている今の状況ですので、今後の課題としておきたいと思います。

次に、新年度予算の中で県税が歳入の分でふえているんですけども、そのふえている分について、なぜふえているのかということをお聞きしたいと思います。

安原税務課長

平成24年度当初予算、当初県税収入の見込みについての御質問でございますが、平成24年度県税収入予算につきましては、前年当初予算額645億円と比較しますと、プラス3.1%、20億円増収となります。665億円を計上しているところでございます。

増収の主な税目につきましては、平成22年度の税制改正によるものでございますが、子ども手当の支給によります年少扶養控除の廃止、高校授業料無償化に伴います特定扶養控除の見直し等によりまして、個人県民税均等割、所得割で約9億7,000万の増収、それから、エコカー補助金、エコカー減税の見直しによりまして、自動車取得税で3億1,000万円の増収、県たばこ税につきましては一昨年、税率改正がございましたが、減少幅が縮小したことによりまして約2億3,000万円の増収、トータルとしまして県税全体で3.1%アップの20億円の増収見込みとなっております。

古田委員

前に我が会派の達田県議が文書質問をさせていただきました。そのときに、今お話のありました子ども手当が支給されるので、その分、一般扶養控除、それから特定扶養控除 12 万円の上乗せ分、こういったものが廃止というふうなお話があったんですけれども、国全体で調べてみますと子ども手当も特別措置法案で変わりました。

一律 1 万 3,000 円の子ども手当が出されていたのが、3 歳から小学校の第 1 子、第 2 子と中学生が月額 1 万円に減額をされているんです。それから、3 歳未満と 3 歳から小学校の第 3 子以降、第 3 子、第 4 子とか、そういうたくさんの子供さんがおる家庭に対しては、1 人当たり 1 万 5,000 円というふうなことで変わったんですけれども、この中で、増額となる子供さんは 300 万人、そして減額となるのが 1,420 万人なんです、国全体では。

徳島県の場合、増額となるのが何人で減額となるのが何人が教えていただきたいと思います。

安原税務課長

平成 22 年度税制改正に伴いまして、ことしから行われております年少扶養控除の廃止、それから特定扶養控除の上乗せ分の廃止につきましては、本県の影響額につきましては、総務省が算出しております個人住民税の税額を基本に算出しております。

ただ、この税制改正につきましては、平成 24 年度から実施されるということで、平成 23 年度までの統計処理につきましては、廃止されました 16 歳未満の一般扶養控除につきましては、23 歳以上 69 歳未満の一般扶養控除と一括計上されていることから、本県に関しまして影響する人数については把握していません。

古田委員

把握していないでは、やっぱり通らないと思いますよ。

本県の子供さんを持つ御家庭に対して扶養控除が廃止される、特定扶養控除の上乗せ分が廃止される、それで、子ども手当は少し変わりますけれども、こうした中で本当に子育て支援がちゃんとできているのかということが問われているわけで、徳島県としても、子供さんの人数というのは、いろんな調査でわかると思いますし、それぞれの市町村と連携をとってすればできるわけですから、ぜひ調べていただきたいと思いますけれども、いかかでしょうか。

安原税務課長

今、答弁させていただきましたとおり、16 歳未満の年少扶養控除の廃止につきましては、総務省統計におきまして、16 歳未満の年少扶養控除の分につきましては、23 歳以上 69 歳未満の一般扶養控除と一括して計上されています。そういう理由から、影響の人数については把握できない状況でございます。

ただ、個人市町村民税につきましては、市町村が県分、市町村分を一括して賦課徴収しておりますので、市町村課と連携をとりまして、どこまで分析できるかわかりませんが、連携はとって、影響人数がもし把握できるのであれば、把握させていただきたいとは思いますが。

古田委員

子ども手当を支給しているわけですから、市町村は、その分はわかると思いますので、ぜひ連携して調べていただきたいと思います。

民間のシンクタンクが試算したのでは、サラリーマン世帯の手取りが2年後には13万円から60万円減少するというふうなことを試算で出しているんです。今回のこうした措置で税金は高くなるし、負担が重くなって、なかなか子育てが大変というふうな状況が生まれるのは明らかだと思いますので、そういうところで、扶養控除廃止をして出てきた財源は、子供の医療費の無料化は私たちもずっと求めてきましたけれども、小学校卒業まで検討していくと知事の答弁もありましたけれども、そういった子供支援のために、ぜひ使っていただけるように御検討いただきたいというふうに思いますけれども、部長いかかでしょうか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、古田委員から年少扶養控除の廃止に伴う個人住民税の使途について、お話をいただきました。この使途について、いろいろと議論がなされておりますけれども、県税につきましては、基本的に一般財源ということでございます。その中で、どこの財源に、どのように使うかと、全体の中の話になってまいりますので、ここでどうこうするという事も申し上げられませんし、子供さんに対する医療費の助成等につきましては、保健福祉部関係の文教厚生委員会でお願したいと思います。

古田委員

子育て世帯への扶養控除の廃止ということは、大きくそういう世帯に対してこたえてくることですので、関係部局とも連絡をとってやっていただきたいと要望しておきます。

次に、きょうの徳島新聞で、県のサーバーにわいせつ画像が保存されていたという問題で、これの経緯について、わいせつ画像や動画を見られた女性の職員の方が告発をされたということなんですけれども、監察局としては、どのように対応されたのか、ちょっと食い違っているように思いますので、御説明をいただきたいと思います。

吉田監察局長

古田委員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもが監察局といたしまして、所管いたしております監察という業務の性格上、通報者保護、関係者のプライバシーの保護、さらには、監察手法あるいは手段等を公にすることにより、今後の業務への支障を与えないように一定の制約下のもとに御説明させていただきます。

まず、元県大阪本部の男性職員が同本部パソコンのサーバーに知人女性とのわいせつ画像や動画を保存したとして、県の女性職員が平成23年3月1日に、これらの画像をコピーしたUSBメモリーを持参して通報がありました。しかし、この2日後に、同通報者から通報を取り消してほしい旨の申し出を受けました。公益通報としての取り扱いではございませんが、監察局といたしましては、私どもの判断といたしまして、そういったことがあり得るならば、監察をやめるわけにはいかないという判断をいたしまして、監察が必要と認めて、随時監察という形で調査を実施いたしましたものでございます。また、このUSBメモリーにつきましては、今現在も当局において厳重に保管をいたしております。

調査は、3月以降8月にかけて実施いたしまして、調査結果につきましては、昨年の9月に企画総務部長に報告をいたしております。報告内容の要旨だけを申し上げますと、監察の結果、同本部パソコンサーバーに、こうした画像等が入っていたのは1月中旬でございました。その数日後に、同本部においてサーバーから消去されていたことが、データを解析した結果、判明いたしました。そして、こうした画像等の保存につきましては、諸般の状況を総合的に勘案し、男性職員の過失によるもので故意ではなく違法性はないものの不適切な行為であるというふうに取りまとめ、先ほど申し上げました企画総務部長に報告をいたしております。

したがいまして、告発状自体も私どもに届いておりませんし、告発が実際になされたかどうか、私どもが確認するすべがございませんけれども、新聞報道等で書かれております証拠の隠滅等々の指摘は断じてあり得ない事実無根であると断言いたします。

古田委員

1月の中旬には、すぐに消去したとされているんですけども、この方のお話では、昨年の8月に監察局のほうでデータを消去したのではないかというふうなことを言われておりますよね。

8月くらいまで残っていたのではないのですか。それはどうでしょう。

吉田監察局長

先ほど申し上げましたとおり、1月中旬ごろにデータに載せ、そしてその数日後には同本部においてサーバーから消去されております。

なお、8月云々の話でございますが、これは私どものモニタリング調査といいまして、平成23年8月から平成24年2月にかけて、同大阪本部を含みます17の所属につきまして、例の中央病院の不祥事を受けまして、重層的なチェック体制の取り組みとして調査を実施した、その一環といたしまして大阪本部に行った経緯がございます。ただそれは、物品購入手続及び情報セキュリティ関係の調査で行っております。証拠隠滅云々というのは、甚だ心外でございます。

古田委員

いや、ここで言っていることは、8月にデータを消去したのではないかと。

全く、そのデータは残っていないということは確認されたのですか。

吉田監察局長

残っておりませんでした。

古田委員

本当に県民にとっては、こういう疑義を持たれるようなことが出ること自体が、私も問題だと思うんですけども、元県職員が靴下を盗んだというような事件とか、いろいろと次から次へと出てくることに対して、本当に胸を痛めているんですけども、こうした問題に対して、県が心を引き締めて、もう一度きちんと当たっていただきたいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

吉田 監察局長

ただいまの古田委員の御質問でございますが、おっしゃるように不祥事根絶が叫ばれておる中、昨年度以来、相次いで不祥事が発生いたしましたことはまことに遺憾と言わざるを得ません。

そういう中で、私ども監察局といたしましては、やはり重層的なチェック体制等々、私どもに与えられた役割を今後とも、しっかりと果たしていきたいとこのように考えております。どうかよろしく願いたします。

古田 委員

午前中の公安委員会関係の総務委員会でも少しお聞きをしたんです。

具体的にこうした問題が、サーバー内にわいせつ画像や動画を保存したというふうなことで自由にできるような状況があるのかわかりませんが、県警のほうとしては、そういった、よそからの分が入れられないように、警察職員さんが使っているパソコンなどは厳重にされていると、いろいろとお話を聞きますと対応されているそうなんです。

ですから、県庁のほうの分としても、県の仕事に関することと、こういったものが自由に入れられるような状況になっている、そういうのは、やはり管理をきちんとするということが必要ではないかと思うんですけど、その点は私もコンピューターのことは、よくわかりませんが、いかがでしょうか。

後藤 情報システム課長

古田委員のほうから、知事部局のほうのコンピューターの管理がどうなっているかとの御質問ですが、これは、警察、他の部局も基本的には同様でございますけども、我々の所管いたしております特に知事部局のコンピューター関係につきましては、情報セキュリティポリシーという取り扱いの基本方針が平成 15 年に定められておりまして、このセキュリティポリシーの中で、先ほど、おっしゃられた業務目的以外に使用してはならないといったことでありますとか、一般の所属に配置しておりますパソコンにつきましては、それぞれ所属長の責任において管理しなさいということでございますとか、それから定期的な自己点検、それから必要に応じて先ほどの監察局さんと同様の定期的な内部監査等を実施することが定められておりますので、そのセキュリティポリシーに沿った取り扱いをすれば、外部から業務に必要なデータ等を取り込むことはできないということになっています。

古田 委員

こうしたことが起こらないように、管理の上でも取り組んでいただきたいをお願いをして、この問題は終わります。

次に、米軍機の低空飛行についてですけれども、11 月 30 日、12 月 20 日、21 日に何度も何度も海陽町とか那賀町のほうで米軍機の低空飛行が行われて、住民の方から知事に、80 枚くらいの写真を寄せていただいて、議場ではわかりにくかったのですが、これは 12 月に飛行した分ですけれども、真っすぐ戦闘機が飛んでいないんです。横に回転をしているんです。横になって山すれすれに飛んでいます。それからこれは、ある建物の上を飛んでいるんですけれども、本当に下の超低空飛行だったという証明ですけれども、それ

から議場でもお見せしましたが、鉄塔のすぐそばを飛んでいるというふうなことで、本当にこれは大問題だと思えます。

ずっと何点か建物とか、鉄塔の上だとか、いろんなGPSで地点を調べて、そしてその飛んでいる戦闘機の種類、そういうものもわかればすぐに公開されておりますので、何メートルということもわかって、そして高さを割り出していくことはできるんです。そういったことで私たちは分析をした結果、この前、議場でも言わせてもらいましたけれども、11月30日の場合は、一番高いところから108メートルのところを飛んでいた。それから、12月20日の分は、もうちょっと高いですけども、それもやはり300メートル以下を飛んでいる、そういうことがわかったんです。

ですから、知事にお渡ししましたけれども、分析していただいて、ぜひ行動をとっていただきたいと思えます。すけれども、その点、この前の3月1日の本会議の質問以降、どのように解析されているかを、まず、お聞きしたいと思えます。

安井総務課長

さきの3月1日の本会議での委員の質問で知事に、米軍の低空飛行に関する調査資料をいただいたというところがございますけれども、この資料に記載されておりました11月30日、それから12月21日の米軍機と見られる航空機の飛行に関しましては、当日、海陽町のほうからも御報告をいただいております。報告を受けた当日に外務省の日米地位協定室に対して米軍機であるかどうか、または米軍機の低空飛行であった場合は、直ちに中止するようという申し入れを行ったところでございます。

それで先日、委員のほうから資料をいただきましたので、この資料につきましては、今、私どものほうで拝見させていただいておりますけれども、できるだけ早いうちに外務省に参考資料として提供していきたいというふうに考えております。

古田委員

外務省に問い合わせをされているというのですけれども、返事はあったのでしょうか。

安井総務課長

今、申しあげました11月30日、12月21日に関する外務省からの返答は現在のところ来ておりません。

古田委員

私どもは、この前直接、外務省へ行ってきましたけれども、外務省は、全国から寄せられる低空飛行に関しては、日米合意を守ってくれないと困るというふうなことで申し上げております。しかし、写真とか具体的なものがなければ、なかなか強く言えないというふうな答弁もありましたので、ぜひ外務省に送っていただいて解析をしていただきたい。そして直ちに行動をとっていただきたいと思うのとあわせて、この海南の地域というのは、ドクターヘリはまだですけども、防災ヘリが患者さんの救急搬送などをされてますよね。

お聞きをしますと、平成20年度に36回ヘリが出動しているんですけども、そのうち県南部が30回、21年度は35回のうち28回、22年度は30回のうち24回、それから23年度は10月末で14回、そのうち11

回が県南部へヘリが出ているということで、その防災ヘリと米軍はいつどこを飛ぶかわからないと、全くルートも日時も通告してきませんので、ぶつかる可能性もあるというふうなことでは、高知県も同じなんです。大抵、海陽町から那賀町、それから高知県の本山町とか、そういった方向へ飛んでいくわけです。岩国のほうへ帰るために。そういうオレンジルートで行ってますので、高知県は、その11月29日の日には、消防防災ヘリの訓練をされていたそうです、ちょうどその飛ぶあたりで。それで、ちょうどその時間帯に3機の戦闘機が著しく低い高度で飛行していたと、目撃されていた。

そういうふうなことで、高知県知事が外務省に対して米軍機飛行訓練の中止という要請というふうなことで、その事実を挙げて言われているんです。だから、徳島県としてもファクスで問い合わせと、もし米軍機なら中止をというだけではなくて、こういう事実があるんですから、きちんと中止の要請をしていただきたいと思うんですけど、それはどうでしょうか。

安井総務課長

高知県の事例で防災ヘリとかの運行上、危険だということで申し入れをされたという話は、こっちでも聞いてございます。

米軍機と見られる航空機の低空飛行というのは、防災ヘリもそうですが、飛んだ音だけでも住民の方にとっては不安だということもございますので、私どもは市町村から情報があつたたびに外務省のほうには申し入れておりますし、本会議で御答弁させていただきましたとおり、そのときの状況に応じて知事からの申し入れもさせていただいたところでございます。

今後とも、適切な方法で申し入れをやっていきたいと考えております。

古田委員

それとあわせて私は、県が県民の命と安全を守るという立場からすれば、もう少し積極的に監視体制を強めていただきたいと思うんです。

1つ、広島県の三次市というところは、監視体制の強化ということで市内を巡回している市の職員に目撃情報の報告を徹底する、それから、住民自治組織や公立の保育所のほか市教委を通じて市内の小中学校にも報告をお願いするというので、その監視体制を強めるということとされております。それから、島根県浜田市というところでは、小学校の上をすごい低い超低空飛行された、子供たちが思わず机の下に隠れたというふうなことで、こんなことがあつてはならんということで、合併して、あさひ支所になっているんですけども、庁舎の屋上に市費で騒音測定器を置かれたそうです。これによって、24時間体制で、この1月には著しい騒音だけで5回計測をされているんです。このことで、浜田市のほうにお聞きしましたら、1つの機械で60万円から70万円で設置費なども入れて設置ができたそうです。

ですから県としても、市町村からの情報だけじゃなくて、市町村のその役場にちゃんとそういう騒音測定器を置いてもらうとか、もう少し協力し合つて、監視を強めていただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

安井総務課長

監視体制の強化ということで御質問いただいておりますけれども、今年度につきましては4月1日に文書をもって各市町村に米軍と見られる飛行機が飛来した場合には情報を寄せてほしい、また、市町村の職員が現認者だけではなくて、役場の場合は住民から情報が寄せられますので、そういう場合も直ちに県総務課に連絡をしてほしいということで、これは毎年度やっておりますけれども、お願いしているところでございまして、このような中でできる限りの情報収集をしまいたいというふうに考えております。

古田委員

県庁職員も外に出られる方もたくさんおいでだと思いますので、そうした方々にも協力をさせていただくというふうなことも含めて、監視体制の強化を求めるお願いをして終わります。

寺井委員長

最後の総務委員会でございますので、私も一言だけ質問させていただきます。

先ほど古田委員のほうから、税の増収について問われたわけでございますけれども、税務課長のほうから2億3,000万円近くが増収になっているというお話でございますけれども、その中に、たばこ税が増税といえますか、ふえているということでございます。本当に私も一昨年に100円以上上がった中で、愛煙家の皆さん方がたばこを吸っていただいて増収になっていると、本当にありがたいなと思っておるところでございます。

たばこ税収が次第に下がってはきておる中で、私が議員になってから5年が経つわけでございますけれども、当初たしか16億円近くあったと思うんですけども、現在、たばこ税は幾ら入っているのでしょうか。

安原税務課長

県たばこ税の税収の動向についての御質問でございますが、平成23年度県たばこ税につきましては、平成22年度決算額14億9,200万円に対しまして9.3%、1億3,800万円の減となります13億5,400万円を計上しており、東日本大震災の発災によりフィルター等主要材料が不足したこと等がございましたが、たばこ離れによります、課税本数の減少幅が縮小したことによりまして、2月補正で3億円の増額補正を行いました、現在16億5,400万円となっております。

寺井委員長

ふえているということで、本当にありがたいなというふうな感じがいたしております。

ことしの1月に総合計画審議会という会に、私も総務委員長ということで出席させていただいたわけでございますけれども、その中でたしか山上さんという医師会の理事さんで女の方でございますけれども、一昨年も、たしか、たばこは百害あって一利なしという言葉をついた人だろうと思うんですけども、今回もまたたばこについての質問をされまして、今、厚生労働省が出そうとしております労働安全衛生法の一部改正、それから喫煙者のがん対策の中での喫煙率の数値目標の設定、それから屋内全面禁煙している病院への医療報酬の減額みたいなことについて、きちっとやらなければいけませんねという話をされたわけでございます。

実はこの地方分権等々言われている中で、きのうもたしかある番組で、各県がそれぞれ自立をしていかな

ければならない中で税収をどうしていくのかということが大事なことだというのが議論の中にあつたように思いますけれども、この税収をふやすための努力というのは、どのような格好でなされておるのか。そしてその努力をしている中で、たばこ税については今後どういうふうにしていきたいのかなということをお聞きしたいと思います。

安原税務課長

2点ほど質問をいただきました。

税収をふやす努力につきましては、税につきましては、我々地方税でございますけど、地方税法にのっとつて的確な課税客体の捕捉をしまして的確な課税をします。その課税に対しまして的確に徴収する。地方税法の課税客体にのっとつた的確な徴収によりまして税の確保に努めたいと考えてます。

たばこ税につきましては、平成 23 年度補正後につきましては、県税収入の 2.5%、それから平成 24 年度当初予算につきましても 2.4%ということで、税額自体はたばこの引き上げに伴いまして、税収自体は減る傾向ではございますが本県にとりましては貴重な自主財源、また安定的な自主財源であると考えております。

寺井委員長

適正な徴収をするということでございますけども、本当に税収を上げていくのは大変だろうし、普通はコストがかかっていくわけですけども、たばこ税は残念ながらコストがかからないという世界の中で 16 億円入っております。

一つお聞きしたいんですけども、職員の給与カットをやってますが、その率というか金額はどのくらいなんでしょうか。

小笠原企画総務部次長

ただいま寺井委員長さんから給与カットの一般財源の捻出額の御質問をいただきました。

昨年の4月からの給与の減額措置は部長級5%、課長級4%、補佐級、係長級 2.5%、若年者が1%ですけども、3年間で約 40 億円の一般財源を捻出するということでございますので、単年度では 13 億円余りの一般財源の捻出になります。先ほど、お話のありました、たばこ税につきましては、最終予算で 16 億 5,400 万、24 年当初予算では 15 億 8,500 万でございますので、たばこ税よりも、この給与の減額の影響額は少ないという状況でございます。

寺井委員長

職員の皆さんが一生懸命、仕事している中で給与カット等々が行われておる中で、本当に大変だなと思えますけれども、たばこは愛煙家の皆さんに吸っていただければふえていくという世界で、昔はたばこを買ったら自分のところの市町村で買いましょうとこうすることで各市町村もそういった横断幕を上げていた気がするわけでございますけども、厚生労働省との矛盾する世界はあるわけでございます。

実は先日、自民党のたばこ特別委員会という会がございまして出席をしておったわけでございますけども、その中に歴々の税調の野田さんを初め、たくさんの方がおいでしていましたけれども、この今度、厚生労働省

がやろうとしていることについては、憲法 13 条に抵触するんじゃないかというようなこともあったわけでございます。いろいろな議論があると思いますけれども、愛煙家の皆さん、もう少なくなつてはきていますけども、その人たちの権利を守っていただくとともに6月の総務委員会では、竹内委員からも庁舎へ訪れる一般の方が庁舎へ行けば分煙室があるんだろうという中で、そういう配慮ができないといけないのではないかというような御質問もあったわけでございますけども、私もそのように思うわけですし、今の段階では庁舎内ではなく外にあるわけですし、出勤をしてきておられますとエレベーターの前を通過して職員の方が外へ吸いに行っている。ちょっと考えてみますと、本当にたばこ税といいますが、3,000 億円近い数字を愛煙家の皆さんが払っている。

税からいえば、本当は 3,000 円ずつ一国民が収めなければいけない部分を愛煙家の人たちだけが払っていて、そしてまた非難を受けると。そして吸う場所が隅へ隅へと追いやられると、本当に残念だなと思うわけでございますけども、税収も非常に大きいという話の中で、ひとつ、一般の人たちも、もし庁舎を訪れたときに、ようやく着いたところで一服の至福を味わえるという世界を、ぜひつくってあげてほしいなと思っております。

それから、病院での報酬減という世界でございますけども、これも変な話であるわけでございます。6月の委員会でも私は申し上げましたけれども、徳島県は余命幾ばくの人にも配慮ができるというか、分煙室さえあれば、お医者さんに最後にたばこが吸いたいと言ったときに対応ができる世界があると思っております。そして今回の医療報酬のことでございますけれども、がんの末期症状に対応する、それから精神科の科があるところについては、それは除外するというようなことも書かれておるわけございまして、ぜひ新しい病院は、今後 61 億円もかけて3つの病院ができるわけございまして、余命幾ばくの人にも配慮ができる徳島県とは、何とすばらしい県であるというようなことも含めて、もし分煙室ができるならば、そうしていただきたい。

そして分煙室は、今JTが実は喫煙の場所を確保しようとしている中で、分煙室に対しての補助金等々が出ておる世界もあります。そういうのを利用すれば、県の財政に大きく影響することもないと思っておりますので、そういうことも利用して、ぜひ、そういう人たちにも配慮していただければよいのかなと思っております。

吉田企画総務部副部長

喫煙所の件、禁煙の件でいろいろお話をいただきました。

先ほど、いただきました病院局の話は私どものほうから、病院局のほうにお伝えしておきたいと思っております。

それから、来庁者の方に対する県庁喫煙所の件でございますけれども、現在、この本庁舎につきましては、建物内禁煙ということで議会の御協力をいただきまして、議会1階ピロティのところ、それから屋上に喫煙所を設けておるところでございます。6月の末の、この委員会におきまして、竹内委員、それから寺井委員長さんから喫煙所の環境整備のお話をいただきました。その後、一定の改善をさせていただいたというふうには考えております。ただ、今後とも利用者の意見、それから関係者の御意見等も聞きながら、必要な改善があれば対応してまいりたいと思っております。

そして、委員長からもお話のありました、来庁者の方が来たときの案内表示の話もあったかと思っております。

ども、確かに県庁に来たときには、建物内禁煙です、喫煙所を御利用くださいと書いてございますが、私が見ましたら場所の表示が十分ではないのかなと思っております。どういう形がよいのかも含めまして、関係課とも話し合いました、もし必要な改善があれば対応していきたいと考えております。

寺井委員長

ほかにございませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りをいたします。

ただいま審査いたしました、企画総務部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

古田委員

第1号議案に反対です。

それは、関西広域連合への分賦金が計上されている件です。

関西広域連合が、どんどん業務をふやしていくというふうなことでは、やはり道州制へのステップにほかならないというふうに思いますし、これは設置されるときに私たちが議論してきたところなんですけれども、いろんな事業がふえるたびに負担金もふえるだろうという指摘をしておりました。

最初の年は1,200万円、その設立当初です。その次の年が2,500万円、その次の年が2,600万円というふうに言われてたんですけれども、24年度の予算というのは、この企画総務に出されている分だけではなくて、ほかの分も合わせると5,200万円を超す。予測されていたよりも倍額になっているわけです。それだけ、徳島県に利益があるのかというと、それは疑問な点があると思いますので、私は、この分賦金の支出には反対でございます。

寺井委員長

古田委員のほうから議論がありました。

それでは、企画総務部・監察局関係の議案第1号については、御異議がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号、平成24年度徳島県一般会計予算については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに、御賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、ただいま採択をいたしました議案第1号を除く議案について採決をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま採択をいたしました議案第1号を除く、企画総務部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く企画総務部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第2号、議案第8号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第73号、議案第74号、議案第79号、議案第89号、議案第90号、議案第91号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書をごらんください。

請願第24号、消費税増税の反対についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

川長企画総務部長

請願第24号、消費税増税の反対についてに関しまして国等の動向を説明させていただきます。

平成24年2月17日金曜日でございますが、社会保障・税一体改革大綱が閣議決定されており、その中で消費税につきましては、消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げ、経済状況が激変した場合に消費税率の引き上げを停止などが、税制改正法案として3月末までに通常国会に提出される予定と聞いております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「不採択」と言う者あり)

不採択の理由をお願いいたします。

児島委員

ただいまの請願であります、この中で将来にわたって消費税の増税をしないことを求めているわけですが、この点に非常に問題があると思います。

消費税につきましては、国税制の基本的な問題として国会において審議されるものであるかと思えます。今、税制改革法案が今国会に、部長から説明がありましたように提出される予定であり、人口減少や少子高齢化が進行する中で、安心できる社会保障制度の構築や財政の健全化を実現するためには、徹底した歳出の削減とともに消費税も含めた税制の抜本的な改革を議論するべきであると考えますので、この将来にわたって消費税の増税をしないという点に問題がありますので、不採択としてお願いを申し上げます。

古田委員

採択でお願いをいたします。

本会議でも、この問題は社会保障と税の一体改革の論議の中で、言わせていただきましたけれども、税金を取るの、やはり応能負担で能力に応じて負担をするというのが原則だと思います。赤ちゃんから子供から、お年寄り、高齢者の方まで同じように、消費税を払うというのは本当に、低所得者の方や、今、東日本大震災で大変な復興に向けて御苦労されている、そういう人たちにもかかるということで、やはり消費税増税は問題だと思います。

知事も、今の国難の時期に消費税は上げるべきではないと、食料品や生活必需品への消費税はやめるべきだというふうな御答弁をいただきましたけれども、不採択ではなくて、最低、継続にしていきたいと思います。私は、採択を主張して終わります。

臼木委員

まだ、十分に議論しておりませんので継続でお願いいたします。

寺井委員長

小休します。(15時22分)

寺井委員長

再開します。(15時22分)

それでは、意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって本件は、継続審査とすべきことは否決されました。

次に、お諮りをいたします。

本件は、不採択とすべきものとするに、御賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第 24 号

これをもって、企画総務部・監察局関係の審査を終わります。

最後の会でございますので、私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

企画総務部・監察局関係の審査に当たりましては、川長企画総務部長を初め理事者各位におかれまして、常に真摯な態度をもって審査に御協力をいただき深く感謝の意を表する次第でございます。理事者各位におかれましては、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分に尊重され、今後の諸施策に反映されますよう強く要望してやまない次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛をいただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため、御活躍いただきますことを御祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

川長企画総務部長

理事者を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

寺井委員長さん、中山副委員長さん初め、委員の皆様方各位におかれましては、この1年間、企画総務部・監察局・出納局関係の案件につきまして、終始御熱心に御審議いただき、幅広い視点から適切な御意見、御指導を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、委員長みずからたばこについてのお話もございましたし、藤田委員からは関西広域連合、また長尾委員からは県有財産のあり方、古田委員からの意見もいただいたところでございます。

こうした皆様からいただきました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に十分に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとお礼のあいさつとさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

寺井委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。(15時28分)